

理事、監事、評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、非常勤理事及び非常勤監事、非常勤評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事会及び評議員会に出席するなど、理事及び監事、評議員としての職務を遂行した日ごとに1万円を支給する。

(支給日)

第3条 報酬は、第2条の事由が発生した都度支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を得て改正する。

(附則)

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

社会福祉法人しらゆり園